

「山梨県食の安全・安心推進条例」の概要

条例制定の背景

- (国) 食品安全基本法制定 (H15.7) → (県) やまなし食の安全・安心基本方針、同行動計画の策定 (H15~)
- 食の安全・安心を脅かす事件・事故の相次ぐ発生 → 「食品の安全性」に対する県民の関心・不安の高まり
H23消費生活意識調査 関心あり83% 不安70%
- 社会経済状況の変化への対応の必要

前文

- 食は生命の源であり、その安全性と信頼性の確保は極めて重要
- 近年、私たちは、国内外の多種多様な食品により、豊かな食生活を享受
- 一方、食の安全を脅かす信頼を揺るがす事態の発生により一層の取組が必要
- 果樹・ワインなど様々な農林水産物や加工食品、郷土食等は本県ブランドイメージの重要な構成要素であり、県産食品の安全・安心の確保は不可欠
- 全ての関係者がそれぞれの責務や役割を協働して果たすべき
- 県民の総意として、消費者が安全に安心して消費できる食品等の生産・供給の拡大を通じ、健康で安心できる真に豊かな県民生活の実現に寄与するため、将来にわたって食の安全・安心の確保を推進することを決意し、条例を制定

第1章 総則(第1条~第6条)

目的(第1条)

- 食の安全・安心の確保に関し、基本理念、関係者の責務・役割を明確化、施策の基本事項定める一施策を総合的かつ計画的に推進し、安全に安心して消費できる食品等の生産・供給の確保に資する

定義(第2条)

- 食の安全・安心の確保、食品等、生産者、事業者、特定事業者など

基本理念(第3条)

- ①県民の健康の保護が最重要との基本的認識
- ②生産から消費に至る行程の各段階で必要な措置を適切に講ずる
- ③科学的知見に基づき、県民の健康への悪影響を未然防止
- ④環境に及ぼす影響への配慮
- ⑤県、生産者、事業者及び県民の責務等認識、相互理解・連携協力

関係者の責務・役割(第4条~第6条)

県の責務

- 食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定・実施する責務

生産者及び事業者の責務

- 食品等の安全性の確保に関する第一義的責任を認識し、食品の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、必要な措置を適切に講ずる責務

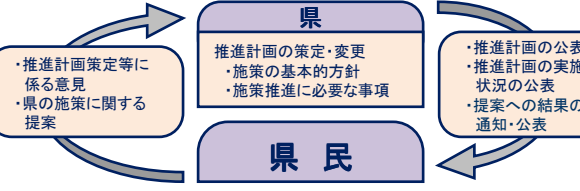
- 使用人・従業員が知識・理解を深めるよう特に配慮する責務
- 県民の健康に悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれがある場合、速やかにその原因を究明し、その拡大・発生の防止のために必要な措置を迅速かつ確実に講ずる責務
- 事業活動に係る食品等に関する正確・適切な情報の提供に努める
- 県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力する責務

県民の役割

- 食の安全・安心の確保に関する知識・理解を深め情報収集に努める
- 食品等の消費に際して、その取扱いに起因して健康への悪影響を及ぼすことのないよう努める
- 県の施策について意見の表明に努める等、積極的な役割を果たす

施策・取組

第2章 推進計画等(第7条~第9条)



総合的、計画的な推進

第3章 食の安全・安心の確保に関する基本的施策(第10条~第25条)

第1節 食の安全・安心を推進するための体制整備

- ①危機管理体制の整備等 (第10条)
- ②人材の育成 (第11条)
- ③国等との連携等 (第12条)
- ④関係者との連携及び協働 (第13条)

第2節 生産から販売に至る食品の安全性の確保

- ①監視的的確な実施及び指導等の充実 (第14条)
- ②調査研究の推進 (第15条)
- ③生産者の自主的な取組の促進 (第16条)
 - ・生産に係る工程の管理に関する手法の普及
 - ・環境への負荷の低減に配慮した農業生産方式の研究開発等
- ④事業者の自主的な取組の促進 (第17条)
 - ・食品衛生に関する最新の知識の普及
 - ・製造過程等における高度な衛生管理方法導入に対する支援等

第3節 食品に関する正確な情報の提供

- ①情報の記録及び保存 (第18条)
- ②情報の収集及び提供 (第19条)
- ③適正な食品表示の確保 (第20条)
- ④★原産地に関する情報の提供の充実 (第21条)

第4節 関係者間の相互理解の増進・信頼関係の構築

- ①相互理解の増進等 (第22条)
- ②食の安全・安心推進月間 (第23条)
- ③認証制度の普及 (第24条)
- ④食育及び地産地消の推進 (第25条)

必要な措置等

第4章 健康への悪影響の未然防止(第26条~第30条)

- ①★出荷の制限 (第26条)
 - ・食品衛生法第11条第2項・第3項の規定により販売等が禁止された食品(農林水産物)の出荷の制限について規定
 - *食品衛生法第11条第1項の規定により定められた規格基準(食品中の放射性物質、カドミウム(米)、シアン化合物(豆類)の含有量)に適合しない場合
 - *食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物が、残留基準又は人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超過して残留する場合
- ②★自主回収の報告 (第27条)
 - ・事業者が食品等(原材料としての農林水産物を除く)の自主的な回収を行った場合における知事への報告義務、自主回収の公表等について規定
- ③危害情報の申出 (第28条)
 - ・食品等による危害情報の申出が知事に対してあった場合、必要な調査を行い、必要な措置を講じようことを規定
- ④★立入検査等 (第29条)
 - ・事業者等からの報告の徴収、事務所等への立入検査、質問、物件の検査・提出について規定 ※法令等に規定する措置を講ずる場合を除く
 - *①(出荷の制限)の規定に違反して農林水産物を出荷したとき 等
 - *②(自主回収の報告)に規定する報告をしない、虚偽の報告をしたとき 等
 - *その他第4章の規定を施行するため必要があるとき(法令等に規定する措置を講ずる場合を除く)
- ⑤★措置勧告 (第30条)
 - ・下記に該当する場合、措置勧告ができること、審議会の意見の聴取、勧告内容等の公表、措置勧告に従わない場合その旨の公表等について規定
 - *①(出荷の制限)の規定に違反したとき→勧告→従わないとき→意見を述べる機会を付与→公表
 - *②(自主回収の報告)に規定する報告をしない、虚偽の報告をしたとき→勧告→従わないとき→意見を述べる機会を付与→公表
 - *④(立入検査等)の結果、食品等による健康への悪影響の未然防止の必要があるとき→食の安全・安心審議会の意見を聴取→勧告→従わないとき→意見を述べる機会を付与→公表
 - *④(立入検査等)に規定する報告をしない、虚偽の報告、立入検査・取次の拒否、妨害、忌避があったとき→勧告→従わないとき→意見を述べる機会を付与→公表

第6章 雑則(第34条)

- ・条例の施行に関し必要な事項を規則に委任

条例の制定

期待される効果

- ①食品の安全性及び信頼性の確保に向けた総合的かつ計画的な施策の推進
- ②生産者・事業者の意識高揚と自主的な取組の促進
- ③県民参画のもと関係者が一体となった取組の推進